

4 監査公表第 10 号

地方自治法第 199 条第 14 項の規定により、令和 4 年 5 月 12 日に福岡市長から出資団体監査の結果に関する措置について通知を受けたので、同項並びに福岡市監査基準第 19 条第 1 項及び第 20 条第 1 項の規定により次のとおり公表する。

令和 4 年 6 月 13 日

福岡市監査委員	中山 郁 美
同	藤 本 顕 憲
同	水 町 博 之
同	本 野 正 紀

1 監査報告と措置の件数

4 監査公表第 5 号（令和 4 年 2 月 24 日付福岡市公報第 6843 号（別冊）公表）分

… 2 件

2 講じた措置の内容

以下のとおり

（出資団体監査）

（事務監査）

1 福岡市住宅供給公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>物品（タクシー乗車券）管理事務について適正な事務処理を行うよう注意を求めもの</p> <p>当団体は、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に準じてタクシー乗車券管理事務を実施している。タクシー乗車券の交付に当たっては、責任者は、使用目的、理由等を確認し、必要性を判断したうえで、必要な乗車券のみに押印して交付しなければならない。しかしながら、平成30年度におけるタクシー乗車券未使用分において、責任者印をまとめて押印しているものが多数見受けられた。なお、令和元年度以降については改善していた。</p> <p>タクシー乗車券は金券であり、事故防止の観点から、今後も適正に管理し、交付するよう十分注意されたい。</p> <p style="text-align: right;">（保全課、募集課）</p>	<p>物品（タクシー乗車券）管理業務については、福岡市タクシー借上事務取扱要綱等に則り、平成31年4月より適正な事務処理を行っている。</p> <p>また、指摘を受け、令和3年9月から、タクシー乗車券交付の際に、担当者・責任者で福岡市タクシー借上事務取扱要綱等を再確認するようにし、再発防止を図っている。</p>

(工事監査)

1 福岡市住宅供給公社

監 査 の 結 果	措 置 の 状 況
<p>積算において、次のような不適切な事例が認められたので注意を求めるもの</p> <p>共通費の算定を適正に行うべきもの</p> <p>冷泉ハープビル受変電設備更新工事 [No. 6]</p> <p>(契約金額5,454万200円)</p> <p>本工事は事務所等建築物の受変電設備を更新する工事である。</p> <p>共通費の算定において、工事分類を改修とするところを新営とした結果、過大な積算となっていた。</p> <p>今後は、適正な積算に努められたい。</p> <p>(保全課)</p>	<p>共通費の算定については、積算に関する規定、通知等を踏まえ、令和3年11月に、全職員を対象に研修を行い周知徹底し、再発防止を図っている。</p> <p>また、令和4年度の人事異動後の職員に対しても研修を実施し、周知徹底を図ることとしている。</p>